

苫小牧工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務に関する公募

令和8年8月25日

1. 企画競争に付する事項

(1) 業務名

苫小牧工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務

(2) 業務の趣旨

苫小牧工業高等専門学校における学生及び教職員の福利厚生を充実させるため、自動販売機の設置及び管理運営を行うものである。

(3) 業務の内容

自動販売機の設置及び管理運営業務

(4) 業務の期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第41号）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和8年度の北海道地域の「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

(3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 次に掲げる法人等は、企画競争に参加することができない。

①役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等

②暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

③役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

④役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

⑤役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

⑥役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等

3. 企画提案書の提出方法等

企画提案書の提出方法

別に定めた苫小牧工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務公募要領（以下「公

募要領」という。)に基づく企画提案書を提出期限までに、紙媒体6部を発送履歴が残る簡易書留等で送付(必着)又は持参すること。

提出期限：令和8年10月6日(火)17時00分必着

提出先：下記に示す場所

4. 選定方法等

別に定めた審査基準及び公募要領に基づき、苫小牧工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務受託事業者選定委員会において行う。

5. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領等によるものとする。

【提出先・本件担当・連絡先】

所在地：〒059-1275

北海道苫小牧市字錦岡443番地

担 当：苫小牧工業高等専門学校総務課調達係

電 話：0144-67-8918

苫小牧工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務公募要領

1. 業務名

苫小牧工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務

2. 業務の趣旨

苫小牧工業高等専門学校における学生及び教職員の福利厚生を充実させるため、自動販売機の設置及び管理運営を行うものである。

3. 業務の内容

自動販売機の設置及び管理運営業務

4. 契約期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第41号）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和8年度の北海道地域の「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次に掲げる法人等は、企画競争に参加することができない。
 - ① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
 - ② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ⑥ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等

6. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先
所在地：〒059-1275 北海道苫小牧市字錦岡443番地
担 当：苫小牧工業高等専門学校総務課調達係

電 話：０１４４－６７－８９１８
ＦＡＸ：０１４４－６７－０８１４
E-mail：tyoutatu@tomakomai-ct.ac.jp

（２）企画提案書の提出方法

提出方法は、紙媒体６部を送付（必着）又は持参すること。

○送付

- ・発送履歴が残る簡易書留等で送付すること。

○持参

- ・受付時間：平日８時３０分～１７時００分（１２時１５分～１３時００分を除く。）

（３）提出書類

- | | |
|---|----|
| ①企画提案書（契約案件毎に作成すること。） | ６部 |
| ②会社パンフレット（コピー可） | ６部 |
| ③その他提案に際し、必要と思われる資料、パンフレット等 | ６部 |
| ④令和８年度の一般競争（指名競争）参加資格の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し | １部 |
| ⑤公募要領５の（１）、（３）及び（４）に該当しない者であることを誓約した書類 | １部 |

（４）企画提案書の提出期限等

提出期限：令和８年１０月６日（火）１７時００分必着

提出先：上記（１）に示す場所。

（５）提案内容

企画提案書には、次の内容を各項目に分けて明瞭に記載すること。

契約案件ごとに審査を行うため、契約案件Ａと契約案件Ｂの両方に提案する場合は、各契約案件について企画提案書を作成すること。

【１】必要条件

- ①設置する自動販売機は、現金の他に電子マネーまたはアプリ決済が利用できること。
なお、設置場所により対応が分かれる場合はその旨を説明すること。
- ②設置する自動販売機は、省エネ・環境対応のものとする
- ③防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置する。
- ④自動販売機設置にあたって、転倒防止策のため、「自動販売機の据付基準」（ＪＩＳ規格）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売機工業会）を遵守した措置を講じること。ただし、建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。
- ⑤常に販売商品の消費期限に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。
- ⑥衛生管理及び感染対策については、関係法令を遵守・徹底するとともに、関係機関等への届

出、検査等が必要な場合は停滞なく手続等を行なうこと。

- ⑦自動販売機のメンテナンスを定期的を実施し、故障等が生じないよう配慮すること。
- ⑧販売商品が品切れとなった際は、速やかに補充すること。なお、商品の搬入にかかる時間又は経路については、学生及び教職員等の迷惑にならないよう留意すること。また、搬入に際して、作業に従事する者は名札を着用すること。
- ⑨代金の回収及び釣銭の補充は、自動販売機の設置運営業者が実施すること。また、釣銭について苦情、要望がある場合は、速やかに自動販売機の設置運営業者が対応すること。
- ⑩自動販売機内外は、清掃して常に清潔に保つこと。
- ⑪自動販売機の故障等のクレームに対する対応は、速やかに処理することとし、クレームへの連絡先を自動販売機に明示すること。
- ⑫販売する飲料は、ペットボトル、缶（スチール・アルミ）とする。
- ⑬販売する食品は、カップ麺、パン、菓子等とする（案件Bのみ）。
- ⑭自動販売機の設置場所の移動又は撤去について、本校からの要望がある場合には、本校担当者と協議の上、誠意をもって対応すること。
- ⑮販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自動販売機に起因する事故による本校又は第三者への賠償は、自動販売機の設置運営業者の責任において全て行うこと。
- ⑯本校において改修工事を行う時、工事期間中は自動販売機を撤去すること。撤去及び設置にかかる費用は、自動販売機の設置運営業者が負担すること。また、停電を伴う工事等を実施する場合には、協議のうえ、誠意をもって対応すること。
- ⑰自動販売機の設置運営業者は、毎月の売上高及び売上数量を月末締めにて翌月の10日までに総務課調達係に報告すること。
- ⑱売上手数料は、毎月本校から送付する請求書に基づき、本校が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。

【2】評価項目

①販売商品の種類について

自動販売機で提供を予定している商品について、年間共通、季節限定、その他限定品に分け、提供できるメーカーごとに商品名・容量・商品形状をリストにて示すこと。また、利用者から商品構成について強い要望があった場合、その対応（可能な場合はその手続き及び要する時間）について具体的に説明を行なうこと。

②販売価格について

メーカー希望小売価格の何円引での提供となるか記載すること。この値引きが困難な商品がある場合はその旨を記載すること。但し飲料は20円引き以上とすること。

③災害対応について

自動販売機内の飲料を本校及び近隣住民等の被災者へ供出する場合の、提供方法（災害対応自販機の場合はその機能）を、図等を用いて説明すること。

④売上手数料について

手数料率について記載すること。

なお、契約案件Bについては飲料と食品それぞれの手数料率を提案すること。

⑤その他PRポイント

自販機の機能や感染対策、運営等に関して特筆する企画・提案があれば記載すること。

【3】その他

①優先する契約案件

契約案件Aと契約案件Bの両方の企画提案書を提出する場合、両方とも最も評価点の高い者となった際どちらの案件を優先するか記載すること。

(6) 質問の受理

質問等がある場合は、文書により受理する。なお、電話等による口頭での質問は一切受付しないので注意すること。

①質問の方法

上記(1)の担当部署へメール等で提出すること。(電話不可)

②質問の受理期限

令和8年9月8日(火) 17時00分まで(必着)

③質問の回答

質問の回答は、応募事業者全員(企画に関わる件に関しては質問事業者)にメールで回答する。

(7) その他

①企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

②企画提案書は、日本語で表記すること。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

苫小牧工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務受託事業者選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別紙に定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、全ての提案者に選定結果を通知する。

8. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わず、次順位者を契約予定者とする場合がある。

9. スケジュール

- ①公募開始：令和8年8月25日（火）
- ②公募締切：令和8年10月6日（火）17時00分
- ③審査：令和8年10月7日（水）～令和8年10月23日（金）
- ④契約締結：令和8年11月2日（月）（予定）
- ⑤契約期間：令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

10. その他

事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

仕 様 書

1. 業務の目的

苫小牧工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務は、学生及び教職員の福利厚生を充実させることを目的とするものである。

2. 業務の内容

自動販売機の設置及び管理運営業務

3. 契約期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

4. 設置場所（別紙1）及び種別等（各設置場所の販売実績は別紙2参照）

契約 案件	No.	設置場所	台数	販売種別	サイズ
A	1	校舎[学生玄関共用スペース]	1台	ペットボトル・缶 飲料 No.6 はキャップ 付きに限る	幅 1200mm 以内
	2	校舎[2階共用スペース]	1台		幅 1400mm 以内
	3	学術情報センター[フロアー]	1台		幅 1050mm 以内
	4	男子寮内	1台		幅 1200mm 以内
	5	女子寮内	1台		幅 1050mm 以内
	6	第2体育館入口前[屋外]	1台		幅 1400mm 以内
B	7	校舎[学生玄関共用スペース]	1台	ペットボトル・缶 飲料	幅 1160mm 以内
	8	校舎[G棟玄関]	1台		幅 1400mm 以内
	9	鵬翔会館[玄関ホール]	1台		幅 1200mm 以内
	10	合宿施設横[屋外]	1台		幅 1400mm 以内
	11	男子寮内	1台		幅 1330mm 以内
	12	校舎[学生玄関共用スペース]	1台	カップ麺・パン・ 菓子等	幅 2100mm 以内

参考：本校の在籍者数は学生・教職員を含め約1,100名、男子寮の入寮生は約300名、女子寮の入寮生は約70名である。

学生の夏期休業（1ヶ月程度）・冬期休業（2週間程度）・春期休業（1ヶ月程度）の期間中は閉寮となる。

5. 禁止事項

- ① たばこ、酒類及び類似品の販売は禁止する。
- ② 受託者は、一切の商取引を自らの名義において行うものとし、委託者の名義を使用しては

ならない。

6. 自動販売機の設置及び管理運営

(1) 必要条件

(自動販売機に求める機能及び管理運營業務)

- ① 設置する自動販売機は、現金の他に電子マネーまたはアプリ決済が利用できることとし、利用できる電子マネー、アプリ決済の種類を示すこと。設置場所により対応が分かれる場合はその旨を説明及び自動販売機に掲示すること。
- ② 設置する自動販売機は、省エネ・環境対応のものとすることとするが、新品、中古を問わない。
- ③ 防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。
- ④ 自動販売機設置にあたって、転倒防止策のため、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売機工業会）を遵守した措置を講じること。ただし、建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。
- ⑤ 常に販売商品の消費期限に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。
- ⑥ 衛生管理及び感染対策については、関係法令を遵守・徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は停滞なく手続等を行なうこと。
- ⑦ 自動販売機のメンテナンスを定期的実施し、故障等が生じないように配慮すること。
- ⑧ 販売商品が品切れとなった際は、速やかに補充すること。なお、商品の搬入にかかる時間又は経路については、学生及び教職員等の迷惑にならないよう留意すること。また、搬入に際して、作業に従事する者は名札を着用すること。
- ⑨ 代金の回収及び釣銭の補充は、自動販売機の設置運營業者が実施すること。また、釣銭について苦情、要望がある場合は、速やかに自動販売機の設置運營業者が対応すること。
- ⑩ 自動販売機内外は、清掃して常に清潔に保つこと。
- ⑪ 自動販売機の故障等のクレームに対する対応は、速やかに処理することとし、クレームへの連絡先を自動販売機に明示すること。

(販売する飲料に求めること)

- ⑫ 販売する飲料は、ペットボトル、缶（スチール・アルミ）とする。ただし、No.6 はキャップ付きの飲料に限る。これ以外のものは、受託者から要望があった場合に限り、委託者と協議のうえ設置について決定することとする。

(販売する食品に求めること)

- ⑬ 販売する食品は、カップ麺（給湯設備は不要）、パン、菓子等とする。売上等の状況により、これ以外の商品に入替を希望する場合は、委託者と協議のうえ入替えについて決定することとする（案件Bのみ）。

(その他)

- ⑭ 自動販売機の設置場所の移動又は撤去について、本校からの要望がある場合には、本校担当者と協議の上、誠意をもって対応すること。

⑮ 販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自動販売機に起因する事故による本校又は第三者への賠償は、自動販売機の設置運営業者の責任において全て行うこと。

⑯ 本校において改修工事を行う時、工事期間中は自動販売機を撤去すること。撤去及び設置にかかる費用は、自動販売機の設置運営業者が負担すること。また、停電を伴う工事等を実施する場合には、協議のうえ、誠意をもって対応すること。

（売上手数料）

⑰ 自動販売機の設置運営業者は、毎月の売上高及び売上数量を月末締めにて翌月の10日までに総務課調達係に報告すること。

⑱ 売上手数料は、毎月本校から送付する請求書に基づき、本校が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。

（2）評価項目

（販売する商品に求めること）

① 販売商品は自動販売機の設置運営業者の提案によるメーカーの物とするが、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えとし、季節商品や新製品も品揃えに反映させること。また、利用者から商品構成について強い要望があった場合に対応できることが望ましい。

② 飲料の販売価格は、希望小売販売価格の20円引き以下とし、食品の販売価格はメーカー希望小売価格を上回らないこと。

（大規模災害発生時の自動販売機内飲料の取扱い）

③ 委託者の所在地において大規模災害が発生した際には、受託者の許可を得ることなく、自動販売機の飲料等を被災者へ無償で提供できることが望ましい。

ただし、大規模災害とは、地震・津波・台風等の発生により、被災地へ向かう交通網が麻痺し、水道・電気等のライフラインが断たれた時を指す。

（その他）

④ 売上手数料について、契約案件Bは飲料と食品それぞれで提案すること。

⑤ その他PRポイントとして、自販機の機能や感染対策、運営等に関して特筆する企画・運営があると望ましい。

7. 学校財産貸付料

自動販売機設置に伴う土地建物賃貸借料は免除する。

8. 必要経費

① 自動販売機の設置（基礎工事、電気工事を含む。）及び撤去に要する工事費、移動費等は自動販売機の設置運営業者が負担すること。ただし、1次的な電源工事は、本校の負担により実施する。

② 自動販売機の設置運営業者は、自動販売機設置に伴う光熱水料を毎月本校から送付する請求書に基づき、本校が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。

- ③ その他自動販売機の設置及び維持管理運営に要する費用は、自動販売機の設置運営業者が負担する。

9. 原状回復

自動販売機の設置運営業者は、契約期間が終了したとき又は契約書に基づき契約が解除されたときには、受託者の負担により直ちに自動販売機を撤去し、委託者の指定する期日までに原状回復すること。

10. その他

この仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、別途協議する。

審 査 基 準

1. 採択案件の決定方法

契約案件ごとに個別に審査を行い，決定する。

提案された企画について書類審査を行い，下記の3. 評価方法により最も評価点の高い者を契約予定者とする。

ただし，契約案件Aと契約案件Bは，重複して契約予定者となることができないため，契約案件Aと契約案件Bの両方の提案書を提出する場合は，あらかじめ企画提案書に契約を優先する契約案件を選択しておくこととする。

2. 審査方法

企画提案書に基づき，苫小牧工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務受託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において，書類審査を実施する。また，必要に応じて，審査期間中に提案の詳細に関する追加資料及びヒアリングを求めることがある。

3. 評価方法

【1】必要条件による合否判定

【2】評価項目による審査

別紙で定めた評価項目ごとの審査基準による。

選定委員会の各委員が評価した結果の，最上位と最下位を除く得点の平均の数値を当該提案者の得点とする。

4. 評価項目

別紙のとおり

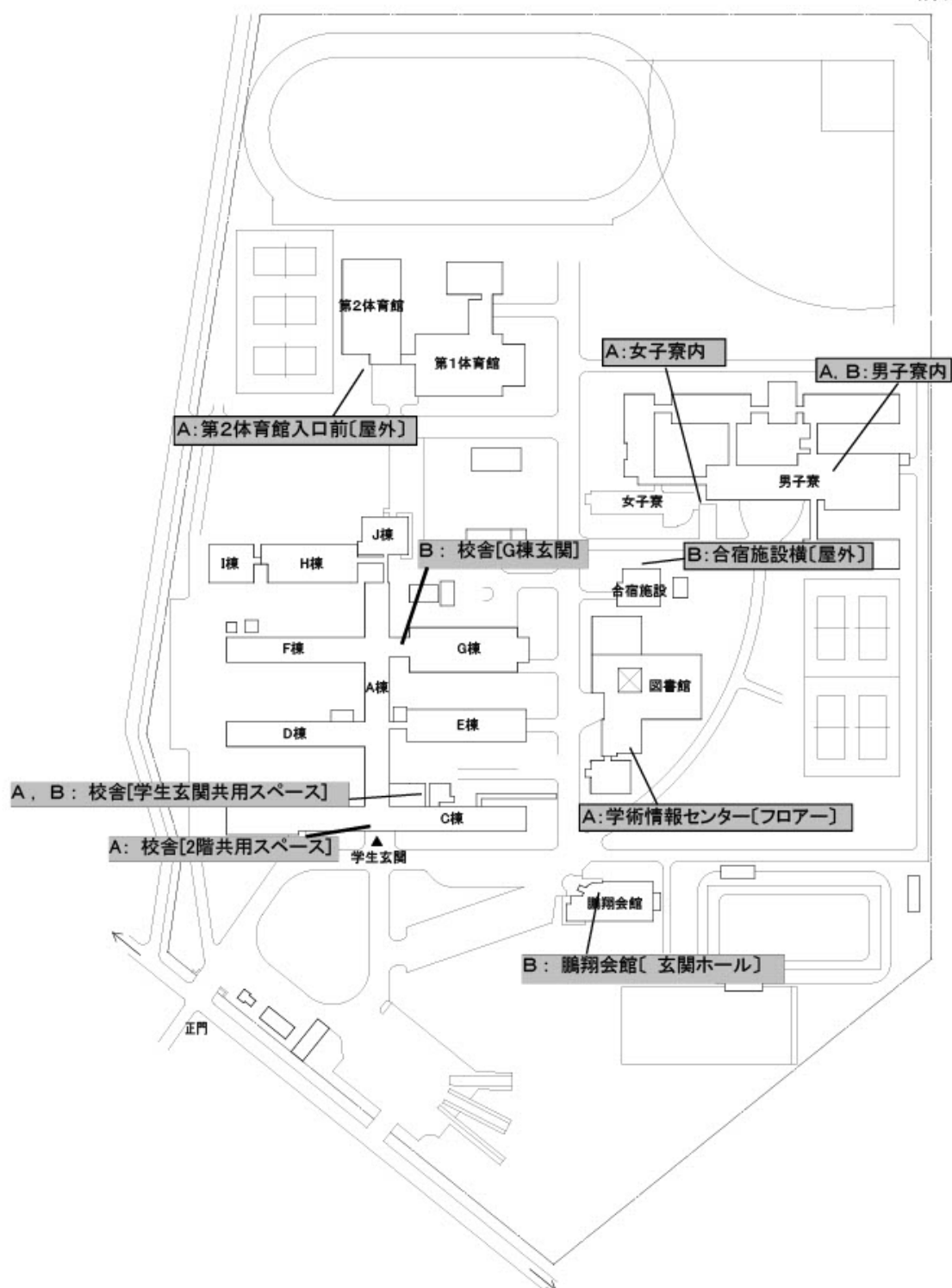
【1】 必要条件

本校が求める仕様	合	否
①設置する自動販売機は、現金の他に電子マネーまたはアプリ決済が利用できることとし、使用できる電子マネー、アプリ決済の種類を示すこと。設置場所により対応が分かれる場合はその旨を説明及び自動販売機に掲示すること。		
②設置する自動販売機は、省エネ・環境対応のものとする。		
③防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置する。		
④自動販売機設置にあたって、転倒防止策のため、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売機工業会）を遵守した措置を講じること。ただし、建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。		
⑤常に販売商品の消費期限に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。		
⑥衛生管理及び感染対策については、関係法令を遵守・徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は停滞なく手続等を行なうこと。		
⑦自動販売機のメンテナンスを定期的に実施し、故障等が生じないように配慮すること。		
⑧販売商品が品切れとなった際は、速やかに補充すること。なお、商品の搬入にかかる時間又は経路については、学生及び教職員等の迷惑にならないよう留意すること。また、搬入に際して、作業に従事する者は名札を着用すること。		
⑨代金の回収及び釣銭の補充は、自動販売機の設置運営業者が実施すること。また、釣銭について苦情、要望がある場合は、速やかに自動販売機の設置運営業者が対応すること。		
⑩自動販売機内外は、清掃して常に清潔に保つこと。		
⑪自動販売機の故障等のクレームに対する対応は、速やかに処理することとし、クレームへの連絡先を自動販売機に明示すること。		
⑫販売する飲料は、ペットボトル、缶（スチール・アルミ）とする。		
⑬販売する食品は、カップ麺、パン、菓子等とする（案件Bのみ）。		
⑭自動販売機の設置場所の移動又は撤去について、本校からの要望がある場合には、本校担当者と協議の上、誠意をもって対応すること。		
⑮販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自動販売機に起因する事故による本校又は第三者への賠償は、自動販売機の設置運営業者の責任において全て行うこと。		
⑯本校において改修工事を行う時、工事期間中は自動販売機を撤去すること。撤去及び設置にかかる費用は、自動販売機の設置運営業者が負担すること。また、		

停電を伴う工事等を実施する場合には、協議のうえ、誠意をもって対応すること。		
⑰自動販売機の設置運営業者は、毎月の売上高及び売上数量を月末締めにて翌月の１０日までに総務課調達係に報告すること。		
⑱売上手数料は、毎月本校から送付する請求書に基づき、本校が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。		

【２】評価項目

評価項目	配点
①販売商品は自動販売機の設置運営業者の提案によるメーカーの物とするが、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えとし、季節商品や新製品も品揃えに反映させること。また、利用者から商品構成について強い要望があった場合に対応できることが望ましい。	0～6 点
②飲料の販売価格は、メーカー希望小売販売価格の 20 円引き以下とし、食品の販売価格はメーカー希望小売価格を上回らないこと。なお、契約案件 B は飲料と食品それぞれの値引き額を提案すること。	【飲料】 20 円引き：0 点 30 円引き：3 点 40 円引き以上：6 点 【食品】 値引きあり：1 点
③委託者の所在地において大規模災害が発生した際には、受託者の許可を得ることなく、自動販売機の飲料等を被災者へ無償で提供できることが望ましい。 ただし、大規模災害とは、地震・津波・台風等の発生により、被災地へ向かう交通網が麻痺し、水道・電気等のライフラインが断たれた時を指す。	0～2 点
④売上手数料率について、契約案件 B は飲料と食品それぞれで提案すること。	3%：0 点 5%：2 点 7%：4 点 9%：6 点 12%：8 点 15%以上：10 点
⑤その他 PR ポイントは、自販機の機能や感染対策、運営等に関して特筆する企画・提案があれば記載すること。	0～6 点



苫小牧工業高等専門学校 建物配置図

別紙 2

各設置場所の販売実績本数

案件	No.	設置場所	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
A	1	校舎（1 階共用スペース）	19,043 本	18,052 本	17,202 本	17,351 本
	2	校舎（2 階共用スペース）	新規	新規	新規	新規
	3	学術情報センター	1,584 本	2,504 本	3,127 本	3,347 本
	4	男子寮	8,099 本	7,518 本	7,145 本	7,940 本
	5	女子寮	1,514 本	1,755 本	2,227 本	1,997 本
	6	体育館	2,456 本	2,064 本	2,882 本	1,956 本
	計		32,696 本	31,893 本	32,583 本	32,591 本
B	7	校舎（1 階共用スペース）	15,611 本	30,549 本	32,875 本	30,410 本
	8	校舎（G 棟玄関）	新規	新規	新規	新規
	9	鵬翔会館	2,876 本	4,707 本	6,777 本	6,745 本
	10	合宿施設	2,393 本	2,557 本	3,259 本	2,693 本
	11	男子寮	8,828 本	13,608 本	15,269 本	14,194 本
	12	校舎（食品）	3,616 本	5,773 本	5,058 本	4,433 本
	計		33,324 本	57,194 本	63,238 本	58,475 本

企画提案書様式

1. 書 式 用紙の大きさはA 4 版とし，記載は横書きとすること。
2. 表 紙 必ず所定の表紙を使用すること。
3. 提案書 【1】から【3】までの項目毎に作成すること。なお，レイアウトは，自由とする。
4. その他 提案書の下部中央にページ番号を付すこと。（表紙はページ数に含まないものとする。）

苫小牧工業高等専門学校自動販売機設置及び管理業務

企画提案書（契約案件○）

令和 8 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印又は社印

担当者氏名

電話番号

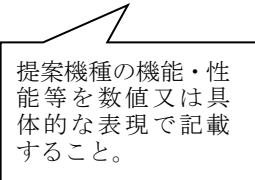
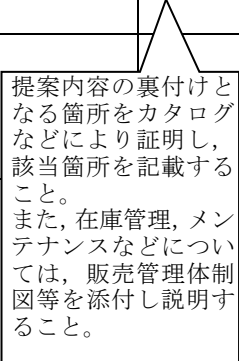
F A X 番号

E-Mail

【1】必要条件

必要条件①～⑱について説明すること。

設置場所ごとに自動販売機の種類が変わる場合は、その機種ごとに作成すること。

本校が求める仕様	提案内容	備考
①設置する自動販売機は、現金の他に電子マネーまたはアプリ決済が利用できることとし、使用できる電子マネー、アプリ決済の種類を示すこと。設置場所により対応が分かれる場合はその旨を説明及び自動販売機に掲示すること。	 提案機種の機能・性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。	
②設置する自動販売機は、省エネ・環境対応のものとする。		
③防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置する。		 提案内容の裏付けとなる箇所をカタログなどにより証明し、該当箇所を記載すること。 また、在庫管理、メンテナンスなどについては、販売管理体制図等を添付し説明すること。
④自動販売機設置にあたって、転倒防止策のため、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売機工業会）を遵守した措置を講じること。ただし、建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。		
⑤常に販売商品の消費期限に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。		
⑥衛生管理及び感染対策については、関係法令を遵守・徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は停滞なく手続等を行なうこと。		
⑦自動販売機のメンテナンスを定期的 to 実施し、故障等が生じないように配慮すること。		
⑧販売商品が品切れとなった際は、速やかに補充すること。なお、商品の搬入にかかる時間又は経路については、学生及び教職員等の迷惑にならないよう留意すること。また、搬入に際して、作業に従事する者は名札を着用すること。		

⑨代金の回収及び釣銭の補充は、自動販売機の設置運営業者が実施すること。また、釣銭について苦情、要望がある場合は、速やかに自動販売機の設置運営業者が対応すること。		
⑩自動販売機内外は、清掃して常に清潔に保つこと。		
⑪自動販売機の故障等のクレームに対する対応は、速やかに処理することとし、クレームへの連絡先を自動販売機に明示すること。		
⑫販売する飲料は、ペットボトル、缶（スチール・アルミ）とする。		
⑬販売する食品は、カップ麺、パン、菓子等とする（案件Bのみ）。		
⑭自動販売機の設置場所の移動又は撤去について、本校からの要望がある場合には、本校担当者と協議の上、誠意をもって対応すること。		
⑮販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自動販売機に起因する事故による本校又は第三者への賠償は、自動販売機の設置運営業者の責任において全て行うこと。		
⑯本校において改修工事を行う時、工事期間中は自動販売機を撤去すること。撤去及び設置にかかる費用は、自動販売機の設置運営業者が負担すること。また、停電を伴う工事等を実施する場合には、協議のうえ、誠意をもって対応すること。		
⑰自動販売機の設置運営業者は、毎月の売上高及び売上数量を月末締めにて翌月の10日までに総務課調達係に報告すること。		
⑱売上手数料は、毎月本校から送付する請求書に基づき、本校が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振		

込手数料は自動販売機の設置運業者の負担とする。		
-------------------------	--	--

【2】評価項目

評価項目①～⑤について提案すること。

本校が求める仕様	提案内容	備考
(販売する商品に求めること)		
①販売商品は自動販売機の設置運業者の提案によるメーカーの物とするが、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えとし、季節商品や新製品も品揃えに反映させること。また、利用者から商品構成について強い要望があった場合に対応できることが望ましい。	自動販売機で提供を予定している商品について、年間共通、季節限定、その他限定品に分け、提供できるメーカーごとに商品名・容量・商品形状をリストにて示すこと。また、利用者から商品構成について強い要望があった場合、その対応（可能な場合はその手続き及び要する時間）について具体的に説明を行なうこと。	
②飲料の販売価格は、メーカー希望小売販売価格の 20 円引き以下とし、食品の販売価格はメーカー希望小売価格を上回らないこと。なお、契約案件 B は飲料と食品それぞれの値引き額を提案すること。	メーカー希望小売価格の何円引での提供となるか記載すること。なお、契約案件 B は飲料と食品それぞれの値引額を提案すること。	
(大規模災害発生時の自動販売機内飲料の取扱い)		
③委託者の所在地において大規模災害が発生した際には、受託者の許可を得ることなく、自動販売機の飲料等を被災者へ無償で提供できることが望ましい。 ただし、大規模災害とは、地震・津波・台風等の発生により、被災地へ向かう交通網が麻痺し、水道・電気等のライフラインが断たれた時を指す。	自動販売機内の飲料を本校及び等々の被災者へ供出する場合の、提供方法（災害対応自販機の場合はその機能）を、図等を用いて説明すること。但し、設置場所により対応が分かれる場合はその旨を説明すること。	提案内容の裏付けとなる箇所をカタログなどにより証明し、該当箇所を記載すること。
(その他)		

④売上手数料率について	手数料率について記載すること。なお、契約案件 B は飲料と食品それぞれの手数料率を提案すること。	
⑤その他 PR ポイント	自販機の機能や感染対策，運営等に関して特筆する企画・提案があれば記載すること。	

【3】 契約案件 A と契約案件 B の両方の企画提案書を提出する場合，両方とも最も評価点の高い者となった際，どちらの契約案件を優先するか○を付してください。

案件 A	
案件 B	

誓 約 書

苫小牧工業高等専門学校

契約担当役 事務部長 南 健一 殿

住所

申請者 商号又は名称

代表者

印

申請者は、令和 8 年 8 月 25 日付けで公募のあった「苫小牧工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務」の公募に参加するために必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。
2. 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3. 契約担当役が公募要領 5. (4) に定める暴力団員等に関係する者でないこと。

業務委託契約書（案）

件 名 苫小牧工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構苫小牧工業高等専門学校契約担当役事務部長 南
健一と受託者

との間において、上記の業務（以下「業務」という。）について、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 この契約は、苫小牧工業高等専門学校における学生及び教職員の福利厚生を充実させるため、自動販売機の設置及び管理運営を行うことを目的とする。

（設置）

第2条 受託者は、企画提案書の内容を遵守し、委託者の指定する場所（別紙）に自動販売機を設置し、飲料等の販売を行うものとする。

2 設置する自動販売機の設置及び維持管理運営に要する費用は、受託者が負担するものとする。

（設置期間）

第3条 この契約に基づく自動販売機の設置期間は、令和9年1月1日から令和13年12月31日までとする。

（学校財産貸付料）

第4条 委託者は、受託者に自動販売機設置のため、無償で使用させるものとする。

（売上手数料）

第5条 受託者は、毎月の売上高及び売上数量を月末締めにて翌月の10日までに委託者に報告するものとする。

2 受託者は、毎月の売上高に別紙の売上手数料（％）を乗じた売上手数料を、毎月委託者の請求に基づき納付するものとする。なお、振込手数料は受託者の負担とする。

3 毎月の売上手数料の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

（光熱水料）

第6条 受託者は、設置する自動販売機の稼働に要する光熱水料を、毎月委託者の請求に基づき納付するものとする。なお、振込手数料は受託者の負担とする。

（自動販売機の移動又は撤去）

第7条 受託者は、自動販売機の設置場所の移動又は撤去について、委託者から要望がある場合には、委託者と協議の上、誠意をもって対応するものとする。

2 委託者において改修工事を行う時、工事期間中は自動販売機を撤去するものとする。なお、撤去及び設置にかかる費用は、受託者の負担とする。

（談合条項）

第8条 受託者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、設置期間の予定売上手数料の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受託者が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受託者が同法第19条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、その証明を委託者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受託者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受託者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

（契約の解除）

第9条 委託者は、受託者がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 受託者は、正当な理由なくこの契約を解除するときは、設置期間の予定売上手数料の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

（原状回復）

第10条 受託者は、この契約が終了したとき又は契約が解除されたときは、受託者の負担により直ちに自動販売機を撤去し、委託者の指定する期日までに原状回復するものとする。

（損害賠償）

第11条 受託者は、自動販売機に起因する事故等による委託者または第三者への賠償について、受託者の責任において行うものとする。

2 受託者は、この契約の定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

3 受託者は、委託者が業務上計画的に実施する停電に起因して被る損害賠償の請求は行わない。

（善良なる管理者の注意義務）

第12条 委託者は、本校学生及び教職員が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置、管理及び商品の販売に関し、善良なる管理者の注意を以てこれを行わなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、委託者受託者間において協議して定めるものとする。

(雑則)

第14条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、苫小牧工業高等専門学校所在地を管轄区域とする札幌地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、委託者・受託者は次に記名し押印するものとする。

なお、この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

委託者 北海道苫小牧市字錦岡443番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
苫小牧工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 南 健一 印

受託者